

**第十二条** 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令の一部改正（厚生労働省組織規則の一部を改正する省令）  
**第十三条** 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成二十二年三月三十日付）

**第十二条** 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

卷之三

いう。を加える。

十一 第二回 第一百一十一章 技能実習法に規定する労働基準監督官の職権の行使に関すること。

104

○經濟產業省令第五十二号

○經濟產業省令第五十二号  
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十六条第二項及び第三十九条の四の規定に基づき、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月十一日

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。  
別表第一を次のように改める。

別表第一（第五十六條關係）

区分の名称	技術の分野
一 行先技術調査（計測）	時計・計測一般、測長・測量、距離測定、流れ・力の測定、電気測定、物理的測定、光学的測定等
二 行先技術調査（応用物理）	電子管、表示制御、半導体露光、光学的画像処理、原子力等
三 行先技術調査（分析診断）	機械分析、化学分析、診断機器、画像診断等
四 行先技術調査（応用光学）	電子写真材料、マーキング、写真、フォトレジスト、光学要素、レンズ、光学系、カメラ、EL素子等
五 行先技術調査（光デバイス）	発光素子、受光素子、光制御、液晶等
六 行先技術調査（事務機器）	電子写真（工程・制御）、印刷、インクジェットプリンター、プリンターフレーム等
七 行先技術調査（自然資源）	農機、栽培、木材、土木施工、土木構造物等
八 行先技術調査（アミューズメント）	パチンコ・スロットマシン、ゲーム、運動・遊具、事務用品等
九 行先技術調査（住環境）	建築構造、建築物等の仕上げ、建具、住宅機器等
十 行先技術調査（自動制御）	制御・警報、電動車両の制御、交通システム、電動機・発電機・電動機等

十一	先行技術調査（動力機械）	車体構造、二輪車、船舶、車両基盤、操作・安全、レスキュー、ハイブリッド電気車両等
十二	先行技術調査（運輸）	燃料供給装置、内燃機関制御、排気処理、エンジン部品、ターピン車両統合制御、流体機械、流体制御等
十三	先行技術調査（一般機械）	軸受、変速機制御、伝動機構、制動、防振等
十四	先行技術調査（生産機械）	研削加工、工作機械一般、溶接、ロボティクス、制御・組立等
十五	先行技術調査（搬送）	運搬・実装、扛重、コネクタ、スイッチ等
十六	先行技術調査（繊維包装機械）	紙送り、被服・繊維機械、包装応用、容器一般等
十七	先行技術調査（生活機器）	生活家電、照明回路、照明機器、生活用品、チエツク装置等
十八	先行技術調査（熱機器）	給湯、管一般、調理、加熱、空調、冷凍等
十九	先行技術調査（医療機器）	医薬注入、物理療法、手術、補綴等
二十	先行技術調査（無機化学）	触媒、無機化合物、蒸着・単結晶成長、コンクリート、セラミックス、ガラス等
二十一	先行技術調査（金属・金属加工）	精鍛・鋳造・圧延、合金製造、熱処理・炉、合金・溶接材料、表面処理等
二十二	先行技術調査（電気化学）	燃料電池システム、電極、活物質、リチウム電池、アルカリ電池、燃料電池、電池の要素・実装、電線、電線の製造体
二十三	先行技術調査（半導体機器）	半導体素子、半導体集積回路、半導体素子の製造、半導体素子の実装、熱電素子、超電導素子、圧電素子、磁気抵抗効果素子等
二十四	先行技術調査（生命工学・医療）	有機化合物の製法、農薬・染料、石油化学、応用有機材料、インク、接着剤、固体廃棄物、乳化・分散・マイクロカプセル等
二十五	先行技術調査（有機化学）	